

令和8年3月23日

利用者の皆様へ

沖縄北部雇用能力開発総合センター

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、このたび、当センターの利用規則について、下記のとおり一部改正いたします。

何卒、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 利用規則改正について

利用規則については、令和8年度から別表のとおり改正しますのでお知らせします。

なお、施設を使用する際に、入室及び退室は借用時間内で行うようお願いいたします。

(お問い合わせ先)

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

沖縄北部雇用能力開発総合センター（沖縄県名護市豊原 224 番地 3）

お問い合わせ／TEL：(0980) 55-2605 FAX：(0980) 55-2650

E-mail：okinawa-hokubu@jeed.go.jp

【北部センターHP】



沖縄北部センター



沖縄北部雇用能力開発総合センター利用規則(準則)

平成27年 1月 1日
改正 令和 元年 8月22日
改正 令和 5年 4月 1日
改正 令和 7年 4月 1日
改正 令和 8年 4月 1日

(目的)

第1条 沖縄北部雇用能力開発総合センター（以下「沖縄北部センター」という。）の施設設備を貸与し、地域の事業主又は事業主団体等が行う教育訓練、研修等の場及び労働者個人の能力開発の場としての活用を促進することを目的とする。

(開館時間)

第2条 原則午前8時45分から午後5時までとする。

(休館日)

第3条 休館日は、原則として次の各号に掲げる日とする。

- (1) 土、日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）
- (4) 前各号のほか、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長が特に指定する日

(使用の承認)

第4条 沖縄北部センターを使用する者は、沖縄職業能力開発促進センター所長（以下「所長」という。）の承認を受けなければならない。

- 2 所長は、前項の承認を与える場合において、管理上必要と認めるときは、条件を付することができる。

(使用承認の申請)

第5条 沖縄北部センターの施設、付属設備及び備付物件（以下、「付属設備等」という。）の使用承認を受けようとする者は、施設設備使用申請書（様式1号）を提出しなければならない。

- 2 前各項の申請については、使用日が属する年度の前年度の1月から受付を行う。ただし、申請の最終期日は使用日の原則14日前とする。

(使用承諾書の交付)

第6条 前条の申請書について、適当と認めるときは、施設設備使用承諾通知書（様式2号）を交付する。

(使用の取消し又は変更)

第7条 使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）が使用を取消し、又は承認された内容の変更を行う場合は、所長の承認を受けなければならない。

2 前項の使用の取消し又は内容の変更については、使用日の14日前までに申請するものとする。

(使用料)

第8条 使用者は別表の施設設備使用料及び警備費を原則前納しなければならない。

(使用料の還付)

第9条 既納の施設設備使用料及び警備費は還付しない。ただし、所長が特別の事由があると認めるときは、全部又は一部を還付することができる。

(目的外使用等の禁止)

第10条 使用者は、承認を受けた目的外に沖縄北部センターを使用し、その全部若しくは一部を転貸し、又はその権利を譲渡してはならない。

(施設・設備使用の制限)

第11条 使用者は、沖縄北部センターの使用に当たり、特別の設備をし、又は既存設備の変更を行う場合、若しくは特殊物品の搬入を行う場合は、予め所長の承認を受けなければならない。

(販売行為の禁止)

第12条 所長の承認を受けた者以外は、いかなる場合も沖縄北部センターの建物内若しくは敷地内において物品の販売、寄付の要請、その他これらに類する行為をしてはならない。

(原状回復)

第13条 使用者は、その使用が終わったとき、又は使用承認を取消され、若しくは使用を停止されたときは、直ちに使用場所を原状に回復しなければならない。

2 使用者が、前項の義務を履行しないときは、所長においてこれを執行し、その費用を使用者から徴収する。

(損害賠償)

第14条 使用者が建物又は付属設備等を破損、汚損又は滅失したときは、所長の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認めるときは、所長は賠償額を減免することができる。

(使用前後の申出、点検)

第15条 使用者は、承認された時間を正確に守ることとし、沖縄北部センターの使用前に申出を行い、使用が終わったときは、直ちに職員に届け出て、点検を受けなければならない。

(使用者の管理義務)

第 16 条 使用者は沖縄北部センターの使用に当たっては、この利用規則を守り使用する施設及び付属設備について善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

(職員の立入り)

第 17 条 沖縄北部センター職員は、職務執行のため、使用中の場所に立ち入ることができる。

(使用の取消し)

第 18 条 次の各号の場合、使用許可の取消し、又は停止を行う。

- (1) 沖縄北部センターの利用規則に違反したとき。
- (2) 使用許可の条件に違反したとき。
- (3) 使用許可の申請に偽りがあったとき。
- (4) その他沖縄北部センターの運営上適当でないとき。

(その他)

第 19 条 この利用規則に定めるもののほか、沖縄北部センターの利用に関し必要な事項は、所長が別に定める。

(別表)

施設・設備一覧

令和 8年 4月 1日

沖縄北部雇用能力開発総合センター

教室・実習場名	定員 (面積)	空調設備 の有無	使用料金	備考
パソコン室 1	24名 (81.0 m ²)	有	200 円/時	
パソコン室 2	22名 (81.0 m ²)	有	150 円/時	
研修室 1	30名 (76.5 m ²)	有	200 円/時	※1
研修室 2	30名 (76.5 m ²)	有	200 円/時	※1
研修室 3	24名 (81.0 m ²)	有	200 円/時	
会議室 1	30名 (76.5 m ²)	有	200 円/時	※2
会議室 2	18名 (57.4 m ²)	有	150 円/時	※2
多目的ホール	120名 (198.0 m ²)	有	700 円/時	
パソコン	—	—	50 円/時	1 台分料金
プロジェクター等	—	—	50 円/時	スクリーン含む

※1 研修室 1 及び研修室 2 は 1 部屋としての使用を可とする。

※2 会議室 1 及び会議室 2 は 1 部屋としての使用を可とする。

※3 警備費については、1 時間当たり 150 円を徴収することとする。